

## 見守りタグ利用料等補助事業について

(認知症高齢者等の見守りタグ利用料等補助事業が10月1日からはじまります。)

主催	加古川市（高齢者・地域福祉課）
日時	令和2年10月1日～
内容	<p>加古川市では、相談支援をはじめ、認知症サポーターの養成支援、認知症早期発見チェックの実施など、様々な認知症施策に取り組んでいます。</p> <p>認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク事業は、行方不明になる可能性のある方などを、関係機関やネットワーク協力機関等と連携し、日頃からの見守りや行方不明になった場合に、速やかに発見を開始する事業となっておりますが、認知症高齢者を地域ぐるみで見守る体制づくりが求められています。</p> <p>本市には、市内1,475カ所に設置された「見守りカメラ」や、「かがわアプリ」の見守り機能などで電波を受信できる「見守りタグ」があります。</p> <p>そこで、行方不明となるおそれのある認知症高齢者の安全を確保し、ご家族の不安を軽減するため、見守りタグ（位置情報履歴発信機器）の機器料金、初期登録料、利用料を全額補助することとしました。</p> <p>【参考】（金額は税込）          ALSOK：初期登録料 2,420円、月額利用料 220円          ミマモルメ：機器料金 2,620円、月額利用料 一括 440円          毎月払 515円</p> <p>( <input type="checkbox"/> 初めて ・ <input type="checkbox"/> 恒例 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 回目 )</p>
対象（参加者）	認知症高齢者及びその家族等
申込先・方法	<p>申込先：加古川市高齢者・地域福祉課、地域包括支援センター</p> <p>申込方法：上記窓口にて申請（様式はHPにも掲載予定）</p>
目的・背景 その他	認知症により行方不明のおそれがある高齢者等の安全を確保し、並びにその高齢者の家族等の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
市ホームページ	掲載済み ・ <input type="checkbox"/> 掲載予定（●月●日） ・ 掲載しない
広報かがわ	●月号に掲載 ・ <input type="checkbox"/> 10月号に掲載予定 ・ 掲載しない

問合せ先

加古川市 高齢者・地域福祉課 地域包括ケア係  
(担当：村上・春日)

☎ 079-427-9715 (内線2912)

認知症のことでお悩みのみなさんへ

# 見守りタグが 無料で利用できます！



加古川市では、認知症により行方不明のおそれがある高齢者等の安全を確保し、家族等の身体的・精神的負担の軽減を図るため、見守りサービス（見守りタグ）を利用しようとする場合の費用について、全額を補助します。

## ◆ 対象者

- 認知症高齢者等（加古川市に住民登録をし、在宅で生活をしている方）が、見守りサービスを利用する際に費用を負担する方（※所得制限はありません。）  
※ 認知症高齢者等とは、以下のいずれかに該当する方です。
  - ① 加古川市認知症高齢者等の見守り・SOSネットワークに事前登録している方
  - ② 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準のランクがⅡ以上である方
  - ③ 地域包括支援センター等からの聞き取り等により、認知症の症状があると認められた方

## ◆ 対象となる経費

- 見守りサービスの利用に係る、「初期登録料・機器料金」、「月額利用料」  
（参考）令和2年10月1日時点

	まちなかミマモルメ （株式会社ミマモルメ）	みまもりタグ （総合警備保障株式会社）
初期登録料・機器料金	2,620円（税込）	2,420円（税込）
月額利用料	・一括払 440円（税込） ・毎月払 515円（税込）	220円（税込）

《以下の経費は対象外となります》

- ・ 機器等の再取得が必要となった場合の機器料金および故障等による修繕費用
- ・ 入院、施設入所、死亡などにより、使用が認められないことが判明した期間に発生した費用
- ・ 申請前にすでに発生している費用

申請方法については、裏面をご覧ください。

### 〔申請窓口・お問合せ先〕

- 加古川市役所 福祉部 高齢者・地域福祉課（本館2階）地域包括ケア係  
〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000  
電話：079-427-9715（直通）

### ■ 地域包括支援センター ※（ ）内は担当地区

- ・ 地域包括支援センターかこがわ（加古川町） 電話 079-429-6510
- ・ 地域包括支援センターのぐち（野口町） 電話 079-426-8218
- ・ 地域包括支援センターひらおか（平岡町） 電話 079-451-0405
- ・ 地域包括支援センターかこがわ南（尾上町・別府町） 電話 079-435-4468
- ・ 地域包括支援センターかこがわ北（神野町・新神野・西条山手・山手・八幡町・平荘町・上荘町）  
電話 079-430-5560
- ・ 地域包括支援センターかこがわ西（担当地区：東神吉町・西神吉町・米田町・志方町）  
電話 079-452-2097

## ◆ 申請方法について

### ① 相談・補助金申請

地域包括支援センターまたは市（高齢者・地域福祉課）に相談のうえ、以下の提出書類を申請窓口に提出してください。

〔提出書類〕

- ・ 認知症高齢者等の見守りサービス利用料等補助金に係る申請書（様式第1号）
- ・ 委任状（様式第8号）  
※ 委任状の提出により、市が事業者へ利用料等（補助金）を支払うこととなり、申請者は、実績報告書や補助金請求書の市への提出が不要となります。

### ② 交付決定の通知

申請内容を審査し、補助金交付決定通知書（様式第2号）と事業者提出用の補助金交付決定通知書（写）を市から郵送します。

### ③ 見守りサービス（見守りタグ）利用申込申請

事業者サービス利用申込書類一式、補助金交付決定通知書（写）を提出してください。  
※ 不明な点がございましたら申請窓口へお問い合わせください。

### ④ 利用決定の通知・利用開始

申込内容を審査し、利用決定通知・口座登録完了通知・見守りタグが送付されます。  
※ 見守りタグは、令和2年10月1日以降に申込みされた方のみ送付されます。

### ⑤ 年度末更新

- ※ 継続利用される場合は、更新申請が必要となります。
- 年度末に、市より継続利用確認書・補助金申請書を郵送します。
- 【継続利用される場合】  
継続利用確認書・補助金申請書を、地域包括支援センターまたは市に提出してください。（郵送可）
- 【継続利用されない場合】  
確認書を、地域包括支援センターまたは市に提出してください。（郵送可）
- ※ 事業者へ機器の返却は不要です。

## ◆ 申請方法のイメージ（相談～申請～交付決定～利用申込～利用開始）

